

## 高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

制定 平成31年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市内において撤去工事を実施する危険ブロック塀等の所有者等に対し、予算の範囲内で、高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するとともに、道路等の機能及び安全性を確保し、もって地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀をいう。

(2) 道路等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、「香川県緊急輸送道路ネットワーク計画」において指定されている緊急輸送道路

イ 避難路

住宅や事業所等から「高松市地域防災計画」において指定されている学校やコミュニティセンターなどの指定避難所へ至る不特定多数の者が通行する道

(3) 危険ブロック塀等 道路等に面したブロック塀等であって、当該ブロック塀等の所有者（当該所有者から当該ブロック塀等の撤去についての承諾を得た者を含む。）又はその委任を受けた者において、補強コンクリートブロック造による塀については別紙点検表1、それ以外の組積造による塀については別紙点検表2にそれぞれ記載の点検項目に従い点検をした結果、不適合となった項目（不明の項目を除く。）が1以上あることを

もって倒壊のおそれがあると判定されたものをいう。

(4) 撤去工事 道路等の安全性を向上させるため、市内に営業所を有する事業者が道路等に面する危険ブロック塀等の全部又は一部を取り除き、処分をする工事をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

（補助対象危険ブロック塀等）

第3条 補助金の交付対象となる危険ブロック塀等（以下「補助対象危険ブロック塀等」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 危険ブロック塀等の道路等の接地面から当該危険ブロック塀等の頂部までの高さが1.2メートルを超えるものであること（1.2メートルを超えるブロック塀の部分と、一体構造となっているブロック塀の部分を含む）。

(2) 補助金の交付申請の時点において、当該申請に係る危険ブロック塀等の敷地（以下「申請敷地」という。）又は当該敷地内の建築物について、特定行政庁から法第9条第1項の規定に基づく措置をとることを命じられていないなど、同法の重大な違反に該当するものでないこと。

(3) 申請敷地において、過去に補助金の交付を受けて、撤去工事を実施しているものでないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者は、次の要件を満たす者でなければならない。

(1) 撤去工事を行う補助対象危険ブロック塀等の所有者（当該所有者から当該ブロック塀等の撤去についての承諾を得た者を含む。）であること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 第6条第1項に規定する申請者に課せられた本市の市税のうち当該補助金の交付申請の日以前に納期限（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（延納、納税の猶予又は納期の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納している者であること。

(補助対象事業費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象事業費」という。)は、1敷地において危険ブロック塀等の所有者等が実施する撤去工事に要する費用とする。

2 補助対象危険ブロック塀等に対する撤去工事に要する経費のうち、危険ブロック塀に附属する基礎、門柱、屋根、フェンス等の塀以外の部分に要する経費及びブロック塀等の土留めを兼ねた部分に要する経費は、補助対象事業費に含まないものとする。

3 補助金の額は、補助対象事業費の3分の2に相当する額又は12万円のいずれか少ない額とする。

4 前項の補助対象事業費は、確定申告の際に補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を、仕入れに係る消費税等の額として税務署に納める消費税等の額から控除する場合は、消費税等に相当する額を減額した額とする。

5 前2項の規定により算出された額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、撤去工事に係る請負契約の締結前であって、かつ、撤去工事に着手する前に、高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書(様式第1号)に別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助対象危険ブロック塀等の所有者が複数人である場合の申請者は、当該所有者の代表者又は当該代表者から承諾を得た者とする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を行う場合は、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該各号に掲げる申請書等を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付申請の額、補助事業者その他補助事業(補助金の交付を受けて撤去工事を行うことをいう。以下同じ。)の内容等を変更(市長が認める軽微な変更の場合を除く。)しようとするとき 高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金変更交付申請書(様式第3号)及び当該変更の内容の分かる書類

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 高松市危険ブロック塀等撤去工事補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

2 市長は、前項各号の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金変更交付決定通知書(様式第5号)又は高松市危険ブロック塀等撤去工事補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(完了期日の変更)

第9条 補助事業者は、完了期日までに補助事業を完了することが困難であるときは、速やかに高松市危険ブロック塀等撤去工事補助事業の完了期日までに完了することができない旨の報告書(様式第7号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市危険ブロック塀等撤去工事補助事業完了実績報告書(様式第8号)に別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付指令)

第11条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地検査を行い、相当と認めるときは、補助金の額を決定し、高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金交付指令書(様式第9号)により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、所定の請求書により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 市長の指示又は命令に従わないとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、撤去工事に着手していたとき。
- (5) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (6) この要綱に違反したとき。
- (7) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を申請者に通知し、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、高松市危険ブロック塀等撤去工事補助金返還命令書(様式第10号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を整備し、補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(指導及び監督)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者又は撤去工事施工者(次項において「補助事業者等」という。)に対し、補助事業の実施の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、補助事業者等に対し、補助事業の適正な実施を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、又は必要な助言をすることができる。

(検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類の検査をさせ、又は補助事業の実施状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 申請等に必要な書類

関係条項	添付書類
第6条 交付申請	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助対象危険ブロック塀等の所有者を確認するための書類として、次の各号のいずれかの写し<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 申請敷地に建築物（以下この項において「建築物」という。）があるときは、その建築物の建築時の建築確認済証又は検査済証</li><li>(2) 建築物又は申請敷地の登記簿謄本</li><li>(3) 交付申請時における建築物又は申請敷地の固定資産証明書</li><li>(4) その他補助対象危険ブロック塀等の所有者を確認することのできる書類</li></ol></li><li>2 第4条第2号の要件を満たす者であることを証する市税の滞納無証明書</li><li>3 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者（所有者が複数人である場合にあつては、その代表者）の承諾書</li><li>4 塀の点検表（別紙点検表1又は別紙点検表2）</li></ol>

	<p>5 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>6 配置図（敷地内における補助対象危険ブロック塀等の位置及び撤去予定箇所を明示したもの）</p> <p>7 現況写真（補助対象危険ブロック塀等の全景及び補助対象範囲の確認できるもの、並びに道路等及び補助対象危険ブロック塀等の状況の確認できるもの）</p> <p>8 撤去工事に係る見積書の写し（補助対象内外が確認できるもの）</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>第10条 完了実績報告</p>	<p>1 撤去工事に係る請負契約書の写し</p> <p>2 撤去工事に要した費用の領収書の写し</p> <p>3 撤去工事の施工中及び施工後の写真</p> <p>4 交付申請時の撤去予定箇所等を変更（市長の承認を受けた変更を除く。）して施工した場合は、当該変更の内容の分かる書類</p>